

## 第1回兵庫県規制改革推進会議次第

日 時 令和2年8月18日(火) 15:15～17:15  
場 所 兵庫県本庁舎3号館6階 第1委員会室

### 1 開 会

### 2 議 題

- (1) 規制改革推進会議設置要綱について
- (2) 昨年度第3回会議で委員から指摘等があった事項についての報告
- (3) 審議事項
  - ① 令和2年度の新たな審議項目
  - ② 行政手続に関する横断的テーマ
    - ・行政手続に関する書面規制、押印等の見直し
    - ・電子収納の促進

### 3 その他

### 4 閉 会

#### 【配付資料】

資料1	兵庫県規制改革推進会議設置要綱(案)
資料2	昨年度第3回会議で委員から指摘等があった事項についての報告
資料3-1	令和2年度の新たな審議項目(個表)
資料3-2	令和2年度の新たな審議項目(参考資料)
資料4	行政手続に関する書面規制、押印等の見直し
資料5	電子収納の促進について

## 第1回兵庫県規制改革推進会議 出席者名簿

### 1 委員

氏名	所属・役職	出欠	代理者
中川 丈久	神戸大学大学院法学研究科教授	出席	
三輪 康一	神戸大学名誉教授	欠席	
三原 修二	兵庫県経営者協会会長	出席	
福永 明	日本労働組合総連合会兵庫県連合会会長	出席	
藤本 和弘	兵庫県農業会議会長	欠席	
中後 和子	学校法人和弘学園理事・明舞幼稚園長 公益財団法人兵庫県青少年本部評議員	出席	

### 2 オブザーバー

氏名	所属・役職	出欠	代理者
金澤 和夫	兵庫県副知事	出席	
谷口 芳紀	兵庫県市長会会長	出席	
庵逄 典章	兵庫県町村会会長	出席	

## 兵庫県規制改革推進会議設置要綱

**(設置)**

第1条 県及び市町が条例等で独自に設けている規制等が、社会構造や経済情勢の変化に対応できておらず、地域活性化の支障となっている事例を掘り起こし、当該規制等のあり方について有識者等による協議・検証を行うため、兵庫県規制改革推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

**(所掌事務)**

第2条 推進会議は、次に掲げる事項について検討を行う。

- (1) 規制等のあり方に関すること。
- (2) その他規制改革の推進に関すること。

**(組織)**

第3条 推進会議は、別表1に掲げる委員をもって組織する。

- 2 推進会議は、委員が必要と認める者をもって、懸案となった事案を検討するためワーキンググループを設置することができる。

**(委員長)**

第4条 委員長は、委員の互選によって定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、推進会議を代表する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

**(オブザーバー)**

第5条 推進会議に、別表2に掲げるオブザーバーを置く。

- 2 オブザーバーは、推進会議の求めに応じて会議に出席し、意見を述べることができる。

**(専門委員)**

第6条 推進会議に、特別の事項を協議させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、学識経験等を有する者その他委員長が必要と認める者を、推進会議に諮った上で、委員長が任命する。

### (会議)

第7条 推進会議は、委員長が招集する。ただし、第1回の会議の招集については、企画県民部長が招集する。

- 2 委員は都合により会議を欠席する場合は、代理の者を出席させることができることとし、代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。
- 3 委員長は、必要と認めるときは、委員以外の者を推進会議に出席させ、説明又は意見を述べさせることができる。

### (謝金)

第8条 委員、第3条第2項に定めるワーキンググループメンバー、第6条及び第7条第3項に定める者が、推進会議及び推進会議に係る職務に従事したときは、別に定めるところにより謝金を支給する。

- 2 第7条第2項の規定に基づき代理人が推進会議及び推進会議に係る職務に従事したときは、代理人に対して委員本人と同額の謝金を支給する。

### (旅費)

第9条 委員、オブザーバー、第3条第2項に定めるワーキンググループメンバー、第6条及び第7条第3項に定める者が、推進会議及び推進会議に係る職務のために旅行したときは、兵庫県職員等の旅費に関する条例(昭和35年兵庫県条例第44号)の規定により旅費を支給する。

- 2 第7条第2項の規定に基づき代理人が会議の職務を行うため、推進会議及び推進会議に係る職務のために旅行したときは、代理人に対して、旅費を支給する。

### (事務局)

第10条 推進会議の事務局は、企画県民部政策調整局広域調整課に置く。

- 2 推進会議の庶務は、事務局において処理する。

### (その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関して必要な事項は、別に定める。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年8月18日から施行する。  
(要綱の失効)
- 2 この要綱は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。

別表 1 (第 3 条関係)

氏名	所属・役職
中川 丈久	神戸大学大学院法学研究科教授
三輪 康一	神戸大学名誉教授
三原 修二	兵庫県経営者協会会長
福永 明	日本労働組合総連合会兵庫県連合会会長
藤本 和弘	兵庫県農業会議会長
中後 和子	学校法人和弘学園理事長・明舞幼稚園長 公益財団法人兵庫県青少年本部評議員

別表 2 (第 5 条関係)

氏名	所属・役職
金澤 和夫	兵庫県副知事
谷口 芳紀	兵庫県市長会会長
庵途 典章	兵庫県町村会会長

## 委員の謝金（第8条関係）

「兵庫県規制改革推進会議」は、幅広い専門的知見を有する有識者による提言を得るための会議であることから、委員の謝金については、「委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例」に定める審議会等の委員の報酬の額に準ずるのが妥当である。

よって、委員に対して支給する謝金の額は、下表のとおりとする。

委員の区分	謝金の額
委員長	日額 15,500円
委員 (第3条第2項に定めるワーキンググループメンバー、第6条及び第7条第3項に定める者を含む)	日額 12,500円

## 1 令和元年度第3回会議で委員から指摘等があった事項についての報告

### 1 外国人労働者の労働環境の整備

- ・外国人労働者の規制の状況はどうなっているのか。
- ・労働環境の改善は、県で取り組むべきことはないか。また、国へ要望すべきことはないか。

### 1. 外国人労働者の規制について

- (1) 国は「出入国管理及び難民認定法」により在留資格（外交、公用、教授、経営・管理、技術・人文知識・国際業務など）を規定し、専門的・技術的分野の外国人の受入れを推進。
- (2) 平成 22 年 7 月には、国際貢献のため、開発途上国等の外国人を日本で一定期間に限り受け入れ、OJTを通じて技能を移転するための在留資格「技能実習」が創設。
- (3) 平成 31 年 4 月には、中小企業をはじめとした深刻化する人材不足に対応するため、人材確保が困難な産業上の 14 分野について、一定の専門性・技能を有し、即戦力となる外国人材について就労が可能となる新たな在留資格「特定技能」が創設。

※技能実習は「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」、特定技能は「特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令」等により、外国人の受入機関の基準等を規定し、国が受入機関への指導等を実施。

#### 【県内の技能実習及び特定技能による在留外国人数】

- ・技能実習制度在留外国人数（R1.10 末）：11,856 人
- ・特定技能在留外国人（R2.3 末）：111 人

#### ※ 外国人労働者の受け入れ促進に向けた課題

- 雇用主にとっての身近な相談窓口の不足
- 日本人と異なる文化や生活習慣、地域への溶け込みへの不安
- 給与や待遇面など安定した雇用環境の整備 など

### 2. 主な県の取組

県では、外国人労働者の拡大等に対応するため、受け入れ希望の企業等に対する相談窓口の開設、地域国際化の推進、労働環境の改善などの支援を実施。

#### (1) 身近な相談窓口の設置

- ・外国人雇用 HYOGO サポートデスクの設置し、県内企業に対し、外国人雇用に対する理解を深め、在留資格に応じて外国人労働者を円滑に雇用できるよう支援（R2～）。
- ・外国人雇用企業や外国人雇用に関心のある企業を対象に、外国人雇用制度や雇用先進事例を紹介するセミナーを開催（R2～）。
- ※国もハローワークに外国人雇用管理アドバイザーを設置し、外国人労働者の雇用管理に関する事業主からの相談等に対応。

#### (2) 地域国際化の推進

- ・ひょうご多文化共生総合相談センターを運営し、外国人県民への生活相談、情報を提供。
- ・外国人が急増している加東市をモデル地域として、市や地域が行う双方向コミュニケーション円滑化の取組を支援し、効果検証を実施（R2～）。
- ・日本語教育、母語教育支援の実施。

#### (3) 労働環境の改善

- ・（農業分野）法人経営体に対して、男女別水洗トイレや休憩室等の設置を支援（R2～）
- ・（介護分野）外国人介護人材を採用した法人が負担する多言語翻訳機の費用助成（R2～）。

#### (4) 外国人材受け入れに関する国への提案

- ・外国人就労のための労働環境整備に加え、子育てや医療、防災、税制等の生活情報の多言語化、日本語教育の推進、文化生活習慣等の違いからくるトラブルに対する相談体制の充実、生活環境の整備に対する支援の充実を要望。

## 2 市町を超えた認定こども園等の入園希望への対応

- ・居住市町以外の保育所等に入園希望を出す際に、待機児童が発生するなど、保育需要が高く、定員に空きがない地域においては、入所における利用調整の点数が大きくマイナスされ、他市町からの入所希望者は現実的には希望の園に入れられない状況がある。
- ・県として広域調整すべき事項はないか。

### 1 待機児童の現状

- (1) 本県の令和2年4月時点の待機児童数は、1,528人。  
保育所等定員を4,847人増加したが、利用申込者が前年から4,411人増加したため、待機児童数は前年度△41人の減少に止まる。
- (2) うち神戸市は52人（前年度比△165人）、明石市は365人（前年度比△47人）。

#### 【待機児童数】

	H31年度	令和2年度	差引
兵庫県	1,569	1,528	△41
うち神戸市	217	52	△165
うち明石市	412	365	△47

### 2 神戸市、明石市における他市町の住民に対する利用調整等について

#### (1) 基準点数について

- ・両市とも市外居住の住民に対しては基準点数をマイナス、また、基準点数が同点の場合は市民を優先。

#### 【主な基準点数の状況】

	居宅外就労	妊娠・出産	修学	保護者疾病	親族の介護	市外居住
神戸市	+60～100	+60	+60～80	+50～100	+50～90	△90
明石市	+14～22	+17～20	+11～19	+15～23	+11～20	△3

#### (2) 居住市以外の園への入園申込みあたって

- ・両市とも市外からの入園申込みは可能となっており、実際に市外から入園しているケースもある。但し、入園申込みにあたって、市内・市外の施設の併願は認めていない。  
※入所選考作業は、保育所の利用希望者を、公平性を保ちつつ兄弟姉妹の入所状況等各家庭の様々な事情を考慮しながら、限られた入所枠に割り当てる必要があるため、非常に複雑で、膨大な作業量を伴う。さらに市町によって選考スケジュールも違うことから、両市をまたがる併願調整は実質困難と考えられる。

（※選考スケジュール 神戸市：申込 R1. 10. 21～11. 29、結果 R2. 1. 31  
明石市：申込 R1. 11. 1～11. 25、結果 R2. 1 下旬）

### ○国の保育所等の利用調整に関する通知

#### 児童福祉法に基づく保育所等の利用調整の取扱いについて（内閣府・厚労省通知）[抜粋]

居住する市町村と異なる市町村に存在する保育所及び認定こども園の利用を希望する場合には、施設・事業が所在する市町村において、当該保護者の保育の必要度を踏まえつつ、地域における待機児童の発生状況や保育所等の利用定員の状況等を勘案し調整を行うこととする。

両市は、この通知に基づき、保育所等の定員に空きがある場合は、互いに広域利用による調整を行い、他市町からの児童の保育を実施。

### 3 県内市町における手続のワンストップ化の状況(ワンストップ窓口の設置状況)

・県民サービス向上の観点から、県下の市町で手続等をワンストップ化した窓口が設置されているか。その設置状況について現状を取りまとめ報告すること。

#### 1. 現状

(1) 本県では総合窓口や市民課窓口などの名称で、8市町がワンストップ窓口を設置済み。(H31 総務省調査)

神戸市、西宮市、宝塚市、丹波篠山市、南あわじ市、加東市、たつの市、福崎町  
(本県：19.5% (8/41) 全国平均 13.6%)

※ワンストップ窓口とは

・住民等からの各種申請等(戸籍・住民基本台帳業務、税証明、福祉業務等)に関する受付部署を複数部署から1部署に集約し、例外的なケースを除きワンストップで対応が完結する取組

(2) 総務省調査の8市町以外にも、明石市の駅前窓口(パピオスあかし内)、豊岡市の各支局のようにワンフロアで手続等を受けられるようになっている場合や、佐用町のように住民が移動するのではなく担当者が入れ替わり対応するなど実態としてワンストップになっている場合もある。

#### 【参考：県内自治体の先進事例】

自治体	内 容
神戸市	「近未来の区役所」の実現を掲げ、令和元年11月に、 <u>手続検索ページと必要書類の作成ができる「KOBE スマートナビ」を新設し、チャットボットの本格運用や郵送・電子申請の拡大など、一連の新たな取り組みを展開。対面の窓口業務から電子上の処理への移行を推進。</u>
西宮市	今年4月から、来庁される方が窓口での待ち時間を有効に活用できるよう、 <u>スマホ等によりリアルタイムで混雑状況や呼び出し中の受付番号等を確認できるサービスを開始するなどICTを活用した取組を推進。</u> (→待合での密集を避け、コロナウイルスの感染拡大防止にも寄与)

### 4 災害時等の復旧手続の緩和状況

・阪神淡路大震災の時は、(幼稚園等の)災害復旧の補助金申請の手続が煩雑であったが、その後の手続の緩和措置等を報告すること。

#### 1. 現状(事例として私立幼稚園等の災害復旧の場合)

(1) 激甚災害における私立学校施設災害復旧事業の申請手続は、通常①都道府県を經由し事業計画書を提出(文部科学省がヒアリングを実施)、②事業計画書を受けて文部科学省による実地調査が、財務省の係官の立会のもとに行われ、国庫負担金(補助金)の対象経費が決定、③交付申請書の提出、交付決定となる。

(2) この際、災害の程度に応じて事務負担軽減が図られる。例えば、東日本大震災の際は、①申請額が2億円未満の実地調査が省略(机上調査)、②文部科学省への提出書類(建物復旧工事費積算内訳表等)の簡素化(業者見積(写)の提出をもって省略可)、③私立大学は都道府県を經由せず直接文部科学省が交付事務を行うなどの緩和策が実施された。

(参 考)

デジタル機器等の普及により、現在では写真の添付作業を含め補助金申請書類等の作成は一定容易となっている。

また、デジタル化の進展に伴い、今年度本県では、県及び市町の公共土木施設に係る国庫負担災害復旧事業費を決定する国の災害査定においても、実地査定の廃止及びWEB査定方式の導入など査定手続の簡素化を国に提案している。

令和 2 年度の新たな審議項目

1 県・市町の条例等による規制に関する事項（3 件）

	提案事項	提案内容	所管部局等の考え方																		
(1)	<p><b>幼稚園型認定こども園の保育室面積基準の緩和</b></p> <p>【認定こども園の認可等に関する条例】</p> <p>提案者：播磨町</p>	<p>・認定こども園の設備基準として、国は園舎全体の面積基準と、1人あたりの保育室等の面積基準を規定しており、県は独自基準として条例にて各保育室の面積基準(53 m<sup>2</sup>)を規定している。</p> <p>・既存の町立幼稚園を「幼稚園型認定こども園」に移行しようとする場合、県が定める各保育室の面積基準がネックとなり、移行できないケースがある。</p> <p>・既存幼稚園を「幼稚園型認定こども園」に移行する場合、国基準の1人あたりの保育室等を満たせば、県独自の各保育室の面積基準は適用しない特例措置の創設を検討頂きたい。</p> <p><b>【認定こども園の設備基準】</b></p> <table border="1" data-bbox="798 792 1465 1122"> <thead> <tr> <th></th> <th>幼保連携型</th> <th>幼稚園型</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>園舎基準 [A]</td> <td>[国基準(省令)]園舎全体の面積を規定</td> <td>[国基準(告示)]園舎全体の面積を規定</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2">県独自基準(条例)各保育室の面積(53 m<sup>2</sup>)を規定</td> </tr> <tr> <td>既存施設特例</td> <td>[B]を満たすときは[A]の適用なし</td> <td>特例なし</td> </tr> <tr> <td>保育室等基準 [B]</td> <td>[国基準(省令)]1人あたりの保育室等の面積を規定</td> <td>[国基準(告示)]1人あたりの保育室等の面積を規定</td> </tr> <tr> <td>既存施設特例</td> <td colspan="2">[A]を満たすときは[B]の適用なし</td> </tr> </tbody> </table>		幼保連携型	幼稚園型	園舎基準 [A]	[国基準(省令)]園舎全体の面積を規定	[国基準(告示)]園舎全体の面積を規定		県独自基準(条例)各保育室の面積(53 m <sup>2</sup> )を規定		既存施設特例	[B]を満たすときは[A]の適用なし	特例なし	保育室等基準 [B]	[国基準(省令)]1人あたりの保育室等の面積を規定	[国基準(告示)]1人あたりの保育室等の面積を規定	既存施設特例	[A]を満たすときは[B]の適用なし		<p><b>【現行の制度運用を維持】</b></p> <p>・各保育室の面積基準は、関係団体からの意見も踏まえ設定している。</p> <p>・既存施設から「幼保連携型認定こども園」への移行については、認可基準において保育室面積の特例を設けており、こちらをご検討頂きたい。</p>
	幼保連携型	幼稚園型																			
園舎基準 [A]	[国基準(省令)]園舎全体の面積を規定	[国基準(告示)]園舎全体の面積を規定																			
	県独自基準(条例)各保育室の面積(53 m <sup>2</sup> )を規定																				
既存施設特例	[B]を満たすときは[A]の適用なし	特例なし																			
保育室等基準 [B]	[国基準(省令)]1人あたりの保育室等の面積を規定	[国基準(告示)]1人あたりの保育室等の面積を規定																			
既存施設特例	[A]を満たすときは[B]の適用なし																				
(2)	<p><b>高校生が就職活動する際の「1人1社制」の見直し</b></p> <p>【兵庫高等学校卒業予定者の就職慣行に関する申合せ】</p> <p>提案者：事務局</p>	<p>・高等学校卒業予定者の採用選考では、兵庫県高等学校就職問題検討会議の申し合わせにより、応募解禁から一定の間、1人の生徒が応募できる企業は1社に限定されている。</p> <p>・生徒の選択肢を広げ、納得した就職活動を実現するため、高校就職慣行の検討を提案する。</p>	<p><b>【現行の制度運用を維持】</b></p> <p>・「1人1社制」は、計画的な進路指導の一環として行っているため、生徒の能力や適性に基づいた就職斡旋が可能となり、学校・生徒とも安心感が高い。</p> <p>・また、学校活動への影響や負担を軽減し、生徒が短期間で内定を得やすいことや、企業側にも人材確保のメリットがあることなどから維持すべきと考える。</p>																		
(3)	<p><b>市街化調整区域における開発許可基準の緩和</b></p> <p>【都市計画法、(県)開発許可制度の手引き】</p> <p>提案者：西脇市</p>	<p>・市街化調整区域において既存事業所が事業拡張をする場合の開発許可基準は、都市計画法や県手引きにより、地場産業の業種であることや、事業所の環境改善を目的とした建て替えであることのほか、県開発審査会の議を経て許可するものなど、立地が認められる基準が限定されている。</p> <p>・地域で一定期間以上事業を継続している事業所が速やかに事業拡張できるよう、開発許可基準の緩和を検討頂きたい。</p>	<p><b>【規制・手続の見直し】</b></p> <p>・地域で一定期間以上事業を継続している事業所が速やかに事業拡張できるよう、県開発審査会で円滑に審議するために設けている提案基準の見直しを検討する。</p>																		

## 2 県・市町の行政手続の簡素化等に関する事項（1件）

	提案事項	提案内容	所管部局等の考え方
(4)	<p><b>市街化調整区域における特別指定区域の指定に係る事務手続の迅速化</b></p> <p>【都市計画法施行条例、(県)特別指定区域制度活用の手引き】 提案者：西脇市</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市街化調整区域における特別指定区域の指定にあたっては、県条例により県開発審査会の意見を聞くことになっている。</li> <li>区域指定までの手続が県手引きで定められており、市町の都市計画審議会及び県開発審査会で、それぞれ事前協議と本審議があり、計4回の審議の場を経る必要があるため時間を要している。</li> <li>審議の場を、市町の都市計画審議会のみとし、審議回数の縮小による事務手続の迅速化を検討頂きたい。</li> </ul>	<p><b>【規制・手続の見直し】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市町の都市計画審議会と県開発審査会は性質、目的が違うことから市町の都市計画審議会のみでの審議とすることはできない。</li> <li>事務手続の迅速化、事務負担軽減を図るため、県開発審査会の事前協議を省略できるよう検討を進める。</li> </ul>

## 3 国の法令等による規制に関する事項（1件）

	提案事項	提案内容	所管部局等の考え方
(5)	<p><b>市町が実施するがん検診における医師の立ち会い義務の緩和</b></p> <p>【診療放射線技師法】 提案者：佐用町</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町が実施する集団乳がんマンモグラフィ検診・集団胃がん検診は、診療放射線技師法上、医師の立ち会いがなければ実施できない。</li> <li>郡部においては立ち会い医師の確保が難しく検診実施の支障となっていることから、医師の立ち会い義務の緩和について検討頂きたい。</li> </ul>	<p><b>【国へ制度の見直しを要望】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>集団乳がんマンモグラフィ検診については、医師の立ち会いがなくても実施できるよう国へ要望。</li> </ul> <p><b>【現行の制度運用を維持】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>集団胃がん検診についてはバリウムの誤嚥が起こりうり、高齢者のバリウム誤嚥は命に関わることもあることから、現行制度運用を維持すべきと考える。</li> </ul>

※ 規制緩和等の提案状況 9件（令和2年8月18日時点）

上記5件を除く4件は、次回会議で審議予定。

(1)-① 幼稚園型認定こども園の保育室に係る県の面積基準の緩和

根拠法令等	(県)認定こども園の認可等に関する条例
提案内容 (播磨町)	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・播磨町では、町立の既存幼稚園を幼稚園型の認定こども園へ移行することを検討している。</li> <li>・認定こども園設置にあたっては、園舎基準[A]と保育室等基準[B]の大きく2つの基準がある。</li> <li>・園舎基準[A]では、幼保連携型、幼稚園型は、園舎全体の面積などの国基準に加え、条例に基づき保育室53㎡以上などの県独自基準が設定。保育室等基準[B]では、一人あたりの保育室等の面積などの国基準が設定。</li> <li>・既存施設が幼保連携型認定こども園へ移行する場合、園舎基準[A]、保育室等基準[B]の特例措置があるが、幼稚園型認定こども園に移行の場合は、園舎基準[A]については特例措置がない。</li> <li>・今回移行を検討している町立の既存幼稚園の保育室面積が50㎡※のため、園舎基準[A]の県独自基準の53㎡を満たさない。また、幼保連携型への移行については、職員の資格要件(保育士資格・幼稚園教諭免許の併有)がネックとなり、現行制度では、認定こどもへの移行が困難な状況にある。</li> <li>※公立幼稚園は、保育室面積の基準はなし(私立幼稚園は県基準により保育室面積53㎡以上等を設定)</li> <li>・については、既存施設が幼稚園型認定こども園へ移行する場合、既存施設が幼保連携型認定こども園に移行する場合と同様に、一人あたりの保育室等の面積などの国基準[B]を満たせば、県独自の保育室面積基準53㎡は適用しない特例措置を設けるよう、検討頂きたい。</li> </ul>	

規制の状況

○認定こども園及び幼稚園の園舎・保育室等の認可・認定基準

類型 (職員)	認定こども園			幼稚園
	幼保連携型 (保育士資格・幼稚園教諭免許の併有 R7.3までは いずれかで可)	幼稚園型 (0~2歳児：保育士資格) (3~5歳児：保育士資格・幼稚園教諭免許のいずれか)	保育所型	
認可等	認可(私立)・届出(公立)	認定(私立・公立)		届出(公立) 私立(認可)
園舎基準 [A]	[国基準(内閣府・文科省・厚労省令 <sup>*1</sup> )] ①1学級：180㎡ 2学級以上：320+100×(学級数-2)㎡ ②満3歳未満の園児数に応じた保育室等の 必要な面積 ※①と②を合算した面積	[国基準(内閣府・文科省・厚労省告示 <sup>*2</sup> )] 1学級：180㎡ 2学級以上：320+100×(学級数-2)㎡		[国基準(文科省令 <sup>*4</sup> )] 1学級：180㎡ 2学級以上：320+100×(学級数-2)㎡
	県独自基準(条例 <sup>*3</sup> ) うち各保育室53㎡以上、 遊戯室(原則専用)を100㎡以上確保			県独自基準(審査基準 <sup>*5</sup> ) うち各保育室53㎡以上、遊戯室 (原則専用)を100㎡以上確保
既存施設特例	保育室等基準[B]を満たすときは園舎基準[A]の適用なし	特例なし	保育室等基準[B]を満たすときは園舎基準[A]の適用なし	播磨町は、 公立幼稚園 ↓移行希望 幼稚園型認定こども園
保育室等基準 [B]	[国基準(内閣府・文科省・厚労省令 <sup>*1</sup> )] 0~1歳 乳児室1人につき1.65㎡ ほふく室1人につき3.3㎡ 2歳以上 保育室又は遊戯室1人につき1.98㎡	[国基準(内閣府・文科省・厚労省告示 <sup>*2</sup> )] 0~1歳 乳児室1人につき1.65㎡ ほふく室1人につき3.3㎡ 2歳以上 保育室又は遊戯室1人につき1.98㎡		
既存施設特例	園舎基準[A]を満たすときは 保育室等基準[B]の適用なし		特例なし	

認定こども園の認可・認定基準は、公立・私立共通。

条例等所管部局等の回答(こども政策課)

【現行の制度運用を維持】

県独自基準53㎡は、平成27年度の認定こども園法改正に伴う県条例改正時に、独自基準を設けないことを検討したが、各団体からの「幼児教育を行う保育室の面積は53㎡以上は必要」等の意見も踏まえ県独自基準を維持したことから、これまで同様に幼児教育・保育の質確保のため、現行制度を維持する。

○平成27年条例改正時の団体からの園舎・保育室等にかかる意見

県保育協会	保育室の面積は、子どもの少ない郡部では課題になる場合もあるが、一定規模は必要
県幼稚園協会	幼児教育を行う保育室の面積は、現行基準どおり53㎡以上は必要
認定こども園研究会	幼児教育を行う保育室の面積は、現行基準どおり53㎡以上は必要

既存施設から認定こども園への移行において、本県では当分の間園舎基準[A]の特例措置を設け、学校及び児童福祉施設の双方の位置づけを有し、教育・保育の総合的な提供を行う幼保連携型への移行を政策的に進めているので、こちらをご検討いただきたい。なお、幼保連携型の保育士資格・幼稚園教諭免許の併有は、特例措置により令和7年3月まではいずれかの資格でも可。また、幼稚園免許・保育士資格の併有を促進するため、取得要件緩和の特例制度あり。県では、それぞれの資格取得に向け国の講習受講への支援を行っており、活用いただきたい。

(1)-② 高校生が就職活動する際の「1人1社制」の見直し

根拠法令等	兵庫県高等学校卒業予定者の就職慣行に関する申合せ
提案内容（事務局）	
<p>・高等学校卒業生の選考採用では、企業への応募解禁から一定の間、1人の生徒が応募できる企業を1社として学校推薦している、いわゆる「1人1社制」をとっている都道府県が大半となっており、本県でも10月末までは1人1社とし、11月1日以降は1人2社まで可能となっている。</p> <p>・「1人1社制」の仕組みは、高校生の就職の機会を確保しようとするあまり、当事者の主体性を制限しているのではないかといった意見等もあることから、文科省・厚労省による「高等学校就職問題検討会議ワーキングチーム」において、「1人1社制」はじめとした高卒雇用慣行のあり方等について検討がされ、令和2年2月にとりまとめがなされた。</p> <p>・とりまとめでは、高卒就職者へのアンケートの結果、「同時に2社以上応募できた方がよい」とする意見が、3割程度占めたことなどが示され、「1人1社制の在り方」は、都道府県毎に地域の実情に応じて選択することが妥当とされている。また、このとりまとめを受け、国の規制改革推進会議の答申(R2.7)では、各都道府県の高等学校就職問題検討会議は、生徒の主体性を尊重しながら、労働市場の動向や早期離職の分析等を行い、地域の実情に応じて「1人1社制の在り方」を検討することが適切であるとされた。</p> <p>・生徒が限られた情報の中で就職先を選択しなければならない状況は、就職後の安定就労につながらず早期離職の要因の一つであることも考えられることから、選択肢を広げ、納得した就職活動を実現するため、高校就職慣行の検討を提案する。</p>	
規制の状況	
<p>・学校関係者、経済団体等代表者、行政機関で構成する「兵庫間高等学校就職問題検討会議」において、毎年度、高等学校卒業予定者の就職慣行の取り扱いを決定しており、本県では「1人1社制」を採用している。 【令和3年3月兵庫県高等学校卒業予定者に対する申し合わせ内容 抜粋(R2.1.22)】</p> <p>1. 応募・推薦数</p> <p>① 10月31日までの取扱い</p> <p>ア 応募・推薦は1人1社とする。(1人の生徒が一時に応募・推薦する企業を1社に限定する制度)</p> <p>② 11月1日以降の取扱い</p> <p>ア 応募・推薦は1人2社までの複数応募を可能とする。</p> <p>イ 10月31日までに応募し、採否結果が出ていない場合も複数応募可能とする。</p> <p>ウ 複数応募し1社が不採用となった場合、新たに1社への応募を可能とする。</p> <p>エ 応募した2社から採用内定通知を受けた場合は、速やかにいずれかを選択し、それぞれの企業に通知する。</p> <p>オ 県外企業への応募は、企業の所在する都道府県(都道府県とは求人受理安定所を管轄する都道府県をいう。)の取扱いに合わせることにする。</p> <p>【参考:他の都道府県の状況(R1.7時点)】</p> <p>当初から複数社に応募可能なのは秋田県、沖縄県の2県のみ(いずれも3社まで応募・推薦が可能)。 その他の45都道府県は本県と同様、当初は1人1社、一定期日後複数可となっている。</p>	
条例等所管部局等の回答(県教委 高校教育課)	
<p>【現行の制度運用を維持】</p> <p>「兵庫県高等学校就職問題検討会議」(兵庫労働局と兵庫県教委により共催)において申合せを行っている1人1社制については、入学時から教育活動全体を通じて計画的な進路指導の一環として行っているため、生徒の能力や適性に基づいた就職斡旋が可能となり、学校・生徒ともに安心感が強い。生徒は、インターンシップや職場体験等も活用しながら就職希望先を選択し、校内選考では企業の求める人材やスキルを把握した上で、生徒の適正と意向を尊重するよう努めている。</p> <p>※(令和元年度 県立高校全日制の就職希望者におけるインターンシップ実施率は89.0%)</p> <p>さらに、1人1社制は、就職活動の長期化による学校活動への影響や、発育過程にある生徒への過重な負担(身体的・心理的・経済的負担)を軽減し、生徒が短期間で内定を得やすいという理由より行われており、また、企業側にも、学校との長年の信頼関係のもとで適した人材を確保できるというメリットがある。</p> <p>なお、高等学校就職問題検討会議ワーキングチームのとりまとめによると、1人1社制が望ましいと考える高卒就職者の割合は7割弱、高等学校進路指導担当教員の割合は7割強との調査結果を得ており、兵庫県教育委員会としては現行の制度運用を維持すべきと考える。</p>	

(1)-③ 市街化調整区域における開発許可基準の緩和

根拠法令等	都市計画法第 34 条、(県)開発許可制度の手引								
提案内容 (西脇市)									
<ul style="list-style-type: none"> <li>市街化調整区域に係る開発行為については、都市計画法第 34 条の各号のいずれかに該当すると認める場合でなければ、都道府県知事は開発許可をしてはならないとされている。</li> <li>当市では、市街化調整区域内で事業所の事業拡張のための地元企業の立地ニーズがあるが、法 34 条に基づく県の開発許可制度の手引では、①市街化調整区域内の既存工場と 50%以上の原料等を納入・購入する関係にある事業所であること、②地場産業の工場であること、③区域区分前から市街化調整区域において営まれている事業所の環境改善のための建替えなど、立地が認められる基準が限定されている。</li> <li>このほか、④特別指定区域の指定や⑤個別に県開発審査会に付議する方法もあるが、特別指定区域の指定は、審査に多大な時間を必要とし、個別に県開発審査会に付議する方法では、承認されない可能性があるなど、現行制度では、既存事業所が事業を拡張するにはハードルが高いのが現状である。</li> <li>このため、拡張が困難となると、近隣の他市町への事業者流出など、地域の活力が失われていく懸念がある。</li> <li>地元資本をベースとした中小企業が、蓄積された経営資源(技術、労働力、資本等)を活用することで、地域の活力を維持し、持続可能な地域社会を構築することが可能となるよう、その地域で一定期間(例えば 20 年間)以上事業を継続している事業所が速やかに事業拡張できるよう、開発許可基準等について検討をいただきたい。</li> </ul>									
規制の状況									
<ul style="list-style-type: none"> <li>市街化調整区域の開発行為については、都市計画法第 34 条の各号のいずれかに該当すると認める場合でなければ、都道府県知事は開発許可をしてはならないとされている。市街化調整区域における工場等の事業所に係る現行基準は以下のとおり。</li> </ul>									
区 分	内 容								
法第 34 条第 7 号 (法律で規定)	既存工場と密接な関連を有する事業の用に供する建築物等 ①市街化調整区域内の既存工場と 50%以上の原料等を納入・購入する関係にある事業所、②地場産業の工場								
法第 34 条第 12 号 (条例で規定)	都道府県の条例で区域、目的又は予定建築物等の用途を限り定められたもの ③区域区分前から市街化調整区域において営まれている環境改善のために建て替える事業所 [条例別表第 2 の 10] ④特別指定区域における事業所の新築等 [条例第 7 条第 2 項別表第 3] ※ただし、特別指定区域の指定自体は県開発審査会の付議が必要								
法第 34 条第 14 号 (開発審査会で審議)	⑤都道府県知事が県開発審査会の議を経て許可するもの (個別に案件を審査) ※事前明示性の確保、事務処理の円滑化の観点から <b>提案基準</b> を設置→迅速な許可が可能								
<p>【工場等の事業所に係る<b>提案基準</b>】 ←</p> <table border="1"> <tr> <td>調整区域に存する事業所の改善</td> <td>大規模既存集落に区域区分日前から存する事業所の環境改善のための敷地拡張・移転で延べ面積が 1.5 倍以内のもの</td> </tr> <tr> <td>地域振興のための工場等</td> <td>地域振興に資する技術先端型業種(医薬品製造業、通信機械器具など)の工場等の新築等</td> </tr> <tr> <td>大規模既存集落における工場等</td> <td>大規模既存集落における工場等の新築等で敷地面積が 1,000 m<sup>2</sup>以下のもの</td> </tr> <tr> <td>市街化区域縁辺部の既存工場等の敷地拡張</td> <td>市街化区域縁辺部の既存工場等の市街化調整区域への敷地拡張で敷地面積が 1.5 倍以内のもの</td> </tr> </table>		調整区域に存する事業所の改善	大規模既存集落に区域区分日前から存する事業所の環境改善のための敷地拡張・移転で延べ面積が 1.5 倍以内のもの	地域振興のための工場等	地域振興に資する技術先端型業種(医薬品製造業、通信機械器具など)の工場等の新築等	大規模既存集落における工場等	大規模既存集落における工場等の新築等で敷地面積が 1,000 m <sup>2</sup> 以下のもの	市街化区域縁辺部の既存工場等の敷地拡張	市街化区域縁辺部の既存工場等の市街化調整区域への敷地拡張で敷地面積が 1.5 倍以内のもの
調整区域に存する事業所の改善	大規模既存集落に区域区分日前から存する事業所の環境改善のための敷地拡張・移転で延べ面積が 1.5 倍以内のもの								
地域振興のための工場等	地域振興に資する技術先端型業種(医薬品製造業、通信機械器具など)の工場等の新築等								
大規模既存集落における工場等	大規模既存集落における工場等の新築等で敷地面積が 1,000 m <sup>2</sup> 以下のもの								
市街化区域縁辺部の既存工場等の敷地拡張	市街化区域縁辺部の既存工場等の市街化調整区域への敷地拡張で敷地面積が 1.5 倍以内のもの								
条例等所管部局等の回答(建築指導課)									
<p>【規制・手続の見直し】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市街化調整区域において、地域で一定期間以上事業を継続している事業所が速やかに事業拡張できるよう、都市計画法第 34 条第 14 号に該当するものとして、県開発審査会で円滑に審議するために設けている<b>提案基準</b>の見直しを検討する。</li> <li>なお、提案基準に示された案件は、事前に県開発審査会で了承された基準であることから、個別に県開発審査会に付議する案件に比して、迅速な許可が見込める。</li> </ul>									

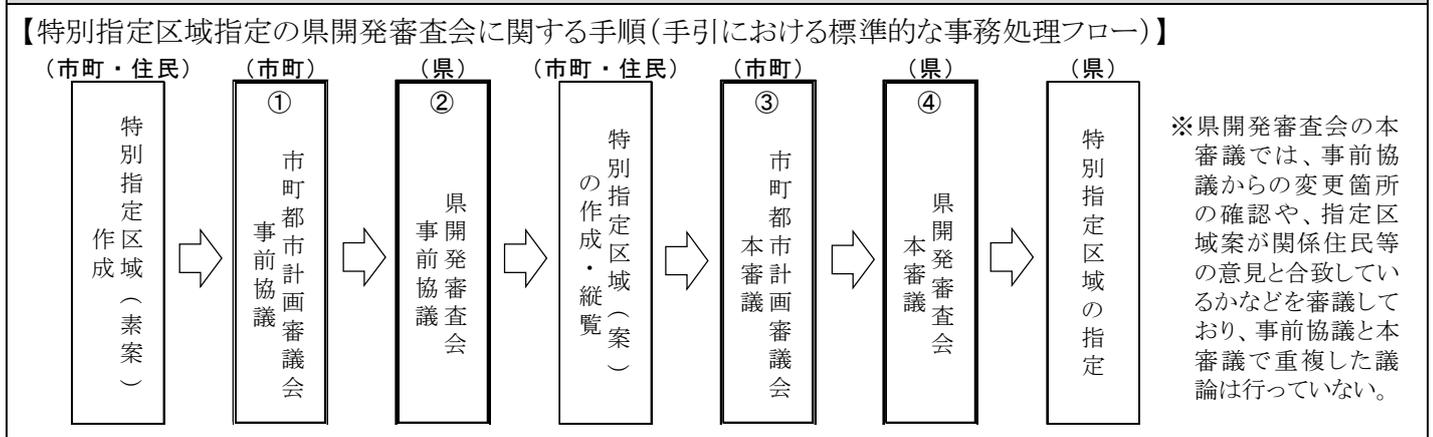
(1)-④ 市街化調整区域における特別指定区域の指定に係る事務手続の迅速化

根拠法令等	(県)都市計画法施行条例、(県)特別指定区域制度活用の手引
-------	-------------------------------

提案内容(西脇市)

- 市街化調整区域においては、市街化を促進しないために開発行為等に対し規制が設けられているが、こうした開発規制が一因となり地域の活力低下や産業の衰退などの課題が生じる可能性がある。
- これらの課題に対応すべく、兵庫県では都市計画法第34条第12号に基づき、地域住民の意向を反映し周辺地域のまちづくりと自然環境や農林業の生産環境の保全と秩序などについて調整された土地利用計画を基に、地域の維持・活性化等に必要な建築物が立地可能となる特別指定区域制度を創設し運用している。
- 特別指定区域の指定においては、市町長が知事に対し指定の申出を行い、知事が当該区域を指定することとなるが、指定に当たっては、県開発審査会の意見を聴くものとされている。
- 現状、標準的な事務処理フローでは、事前協議として①市町の都市計画審議会、②県開発審査会、本審議として③市町の都市計画審議会、④県開発審査会に意見を聴くことが県から示されており、区域指定までに計4回の審議の場を経る必要があるため、事務手続に時間を要している。
- よって、事務手続の迅速化を図るために、指定の際の意見聴取先を県開発審査会ではなく地域の実情をよく知る各市町の都市計画審議会の審議のみとし、審議回数の縮小等による事務手続の迅速化について検討いただきたい。

規制の状況



【都市計画法施行条例(兵庫県)】第8条(特別指定区域の指定)  
 5 知事は、特別指定区域を指定しようとするときは、あらかじめ、審査会の意見を聴くものとする。

条例等所管部局等の回答(建築指導課)

- 【規制・手続の見直し】
- 指定の際の意見聴取先を県開発審査会ではなく各市町の都市計画審議会とすることについて
  - ・特別指定区域の指定\*における県開発審査会の主たる役割は、県が許可権限を有する市町において広域的に運用する都市計画法第34条第14号の取扱いとの統一性や整合性を審議することである。一方、市町の都市計画審議会の役割は、指定案が市町の土地利用計画の内容を踏まえたものとなっているかを審議することであり、両者は、その役割が異なることから、市町の都市計画審議会を県開発審査会に代えることはできない。
- ※特別指定区域の指定は、法第34条第14号に基づき県開発審査会の議を経て処理する案件を定型化し、開発許可手続を迅速化、簡素化し、包括的に立地を認める制度であるため、指定の際には同号の観点からの審議が必要である。

また、法第34条第14号に基づき処理する案件が県開発審査会の議を経ることを踏まえると、特別指定区域の指定において県開発審査会を省略することは開発許可制度運用の均衡を図る上でも困難。
- 事務手続の迅速化について
  - ・特別指定区域制度活用の手引では、事務手続の手戻りの防止等指定の円滑化を図るため、本審議の前に事前協議の手続を示している。
  - ・現在、新たな土地利用構想等に伴う区域指定の変更ニーズの増加に対応するため、事務手続の迅速化が必要であると考えており、昨年度の県規制改革推進会議での議論も踏まえ、今年度から、指定の変更などの申出については、事前協議を省略できるよう運用を見直している。また、事務手続の更なる迅速化に向け、(区域指定の変更のみならず)新規の指定の手続についても事前協議を省略できるよう検討をする。このことにより、県開発審査会の意見聴取の回数を減らし、事務手続の迅速化、市町の事務負担の軽減が図られると考える。
  - ※ただし、事前協議が指定手続の手戻りを防止するなどの効果を有することから、市町の求めにより任意に事前協議を受けることができる運用を併せて検討する。

(1)-⑤ 市町が実施するがん検診（集団乳がんマンモグラフィ検診・集団胃がん検診）における医師の立会い義務の緩和

根拠法令等	(国) 診療放射線技師法
提案内容（佐用町）	
<ul style="list-style-type: none"> <li>健康増進法により市町はがん検診の実施に努めるものとされている。また、第3期がん対策推進基本計画（平成30年3月9日閣議決定）において、がん検診受診率の目標値は50%とされているが、H30 検診の受診率は、乳がん検診が兵庫県内平均 17.7%（佐用町 20.8%）、胃がん検診が兵庫県平均 7.8%（佐用町 11.3%）である。</li> <li>集団乳がんマンモグラフィ検診は、平成 28 年から視診、触診は推奨しないと変更されたが、医師の立ち会いは従来どおり必要となっている。</li> <li>集団乳がんマンモグラフィ検診及び集団胃がん検診前に行う受診者への説明および問診は、看護師が対応しており、医師が立会わなくても実施可能であるにもかかわらず、診療放射線技師法上、両検診とも医師の立会いがなければ実施できない。</li> <li>郡部においては医師不足等により立会い医師の確保が難しく、立会い医師への報酬も高額であるため、検診実施の支障となっている。</li> <li>医師の立会いが不要となれば、検診回数を増やすことが可能となり、がん検診の受診率向上に寄与し、がんの早期発見・早期治療につながることから、医師の立会い義務について速やかに検討頂きたい。</li> </ul>	
規制の状況	
<ul style="list-style-type: none"> <li>診療放射線技師法により、診療放射線技師は、病院又は診療所以外の場所において、医師が立ち会いしていない場合は、エックス線照射を伴う乳房撮影や胃透視撮影ができないこととなっている。</li> </ul>	
【診療放射線技師法】	
<p><b>（業務上の制限）</b></p> <p>第 26 条 診療放射線技師は、医師又は歯科医師の具体的な指示を受けなければ、放射線を人体に対して照射してはならない。</p> <p>2 診療放射線技師は、病院又は診療所以外の場所においてその業務を行ってはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 医師又は歯科医師が診察した患者について、その医師又は歯科医師の指示を受け、出張して百万電子ボルト未満のエネルギーを有するエックス線を照射する場合</li> <li>二 多数の者の健康診断を一時に行う場合において、胸部エックス線検査（コンピュータ断層撮影装置を用いた検査を除く。）その他の厚生労働省令で定める検査のため百万電子ボルト未満のエネルギーを有するエックス線を照射するとき。</li> <li>三 多数の者の健康診断を一時に行う場合において、医師又は歯科医師の立会いの下に百万電子ボルト未満のエネルギーを有するエックス線を照射するとき（前号に掲げる場合を除く。）。</li> </ul>	
<p>※平成 26 年に診療放射線技師法が改正され、病院・診療所以外で行う肺がん検診は胸部X線撮影のみを行う場合に限り、医師又は歯科医師の立会いがなくても実施が可能となった。</p>	
条例等所管部局等の回答（疾病対策課）	
【国へ制度の見直しを要望】	
<p>集団乳がんマンモグラフィ検診については、検診受診中に受診者が急に体調を崩すなどの緊急時に、地元医師会等と連携して医師に確認できる連絡体制が十分担保されている場合には、胸部 X 線撮影と同様、医師の立会いがなくても実施できるよう国に要望する。（内閣府の「令和2年度地方分権改革に関する提案募集」において、提案済み（R2.6）。本県の「令和3年度 国の予算編成等に対する提案」で提案予定（R2.8頃）。）</p>	
【現行の制度運用を維持】	
<p>集団胃がん検診については、市町の集団胃がん検診を受託している検診機関からは、「胃部エックス線検査はバリウムの誤嚥が起こりうるので、医師の立ち会いは必要である。」といった意見があり、特に高齢者のバリウム誤嚥は、命に関わることもあることから、現行の制度運用を維持したい。</p>	

**（横断テーマ1）行政手続に関する書面規制、押印等の見直し****1. 検討の経緯**

- ・平成30年度の県規制改革推進会議の審議結果を踏まえ、「納税証明書交付請求書への申請者への押印」が省略された。今回この手続以外にも多数の押印が必要な手続がある中、その必要性を検討するため、今回当会議の横断的テーマとして採用。
- ・今般、新型コロナウイルス感染症の拡大を契機に、国の規制改革推進会議で行政手続に関する書面規制や押印等の見直しが進められており、こうした国の対応等を前提に議論を行う。

**2. 国の対応**

- ・新型コロナウイルスの感染症への対応が求められる中、内閣府に設置され規制改革推進会議において、テレワーク推進などに向けた規制改革の一環として、書面主義、押印原則、対面原則等の見直しが行われ、今後の取組等がとりまとめられた（R2.7.2）。
- ・今後、各府省は、国の規制改革推進会議が示した対応方針に基づき、年内に必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正等を行う。
- ・総務省から、地方公共団体が独自に実施する手続についても、国の規制改革推進会議で示されている対応方針に基づき、国に準じた対応が実施されることが望ましいとの技術的助言が示された（R2.7.7）。

**【（国）規制改革推進会議資料で示された対応方針（概要）】****1. 書面主義の見直しの基準**

<b>(1) オンライン手続が提供されている行政手続</b>
・入力事項の簡素化・標準化、提出書類の削減等により、 <b>オンライン利用率を上げ</b>
<b>(2) オンライン手続が提供されていない行政手続</b>
・ <b>オンライン手続を早急に整備</b> し、利用者目線に立った効率的な仕組みを構築
・（費用対効果等の観点から、新たな情報システムの整備等が適当ではない場合）メールでの提出や簡易な申請ウェブサイトによるオンライン提出の手続を整備することも検討

**2. 押印原則の見直しの基準**

<b>(1) 方針</b>
・押印の必要性を厳しく検証し、 <b>真に必要な場合を除き、押印を廃止</b>
<b>(2) 具体的な対応</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>法令等に根拠がない押印を求めない</b></li> <li>・<b>法令の条文に基づき押印を求めている書面については、押印がなくても受け付けることができるか検討し、可能な限り、押印がなくても書面を受け付ける。</b>検討にあたっては、下記の方針に従って検討する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 押印を求める必要性、重要性が低い場合や他の本人確認等の手段によって代替できる場合には、押印のない文書であっても手続を認めるべき</li> <li>■ 実印による押印でない場合には本人確認としての効果は大きくないことに留意する必要</li> <li>■ 文書の証拠価値は押印のみによって評価されるわけではなく手続全体として評価されることに留意する必要</li> <li>■ 押印を代替する手段として、「継続的な関係がある者のメールアドレスからの提出」、「他の添付書類による本人確認」、「電話やウェブ会議等による本人確認」、「実地調査等の機会における確認」などの方法が考えられる</li> <li>■ 行政手続が継続的な関係の中で行われる場合には、押印を求める必要性が低いことに留意する必要</li> </ul> </li> </ul>

(参考) 本県で押印を求めている根拠、書類等

県では国の法令、県の条例・規則、県の要綱や手引きの規定や慣習等から、契約書、許認可関係の申請書類、入札書、補助金申請書など、様々な書類に押印を求めている。

【押印を求める根拠等】

<p><b>1. 国の法令等を根拠に押印を求めている書類</b></p> <p>(例)・契約書</p> <p>（ 地方自治法第 234 条（契約の締結） 5 普通地方公共団体が契約につき契約書（略）を作成する場 合においては、当該普通地方公共団体の長又はその委任を受 けた者が契約の相手方とともに、<u>契約書に記名押印し、（略）</u> 当該契約は、確定しないものとする。 ）</p> <p>・介護保険施設・介護保険サービス事業所等の指定申請書 （※国通知で定める様式（氏名欄に印と記載あり））</p>	<p>各府省から発出 されるガイドラ イン等の内容を 踏まえた対応が 必要</p> <p>（国）規制改革 推進会議が示し た具体的基準等 に基づいた対応 が必要</p>	
<p><b>2. 県の条例、規則を根拠に押印を求めている書類</b></p> <p>(例)・入札書</p> <p>（ 財務規則第 90 条（無効とする入札） <u>次に掲げる入札は、無効とする。</u> (6) 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印（電子入札にあ っては、入札金額又は第 87 条の 2 第 2 項本文若しくは第 4 項 本文の規定による電子署名及び当該電子署名に係る電子証明 書）の<u>ない入札又はこれらが分明でない入札</u> ）</p> <p>・行政財産使用許可申請書（公有財産規則様式） （※公有財産規則で定める様式（氏名欄に印と記載あり））</p>		
<p><b>3. 県の要綱、手引き等を根拠に押印を求めている書類</b></p> <p>(例)・補助金申請関係書類 （※補助金交付要綱に定める様式（氏名欄に印と記載あり））</p> <p>・療育手帳交付（更新）申請書 （※兵庫県療育手帳制度要綱の様式で定める様式（氏名欄に印と 記載あり））</p>		
<p><b>4. 根拠なし、慣習により押印を求めている書類</b></p> <p>(例)・委任状、委員就任承諾書など</p>		

3. 本県の対応

国の規制改革推進会議で示された対応方針に基づき、書面規制や押印等の見直しに取り組む。

(1) 国の法令等を根拠に押印等を求めているもの

今後、各府省から発出されるガイドライン等の内容を踏まえ適切に対応。

(2) 県が独自に押印等を求めているもの

国の規制改革推進会議が示した具体的基準等に基づき、本県で見直しを実施。押印については、真に必要な場合を除き廃止する。

R2. 8、9 月：全庁調査、見直し実施手続の抽出

R2. 10 月～：直ちに対応可能なものについて速やかに見直し

R3～：条例改正等が必要なものについて条例改正等を実施

※その他、直ちに見直しが困難な場合は、見直し方法、時期などの対応を検討

→ 県の取組状況等については、適宜、県規制改革推進会議に報告予定。

(参考) 氏名欄に印と記載のある様式例

【介護保険施設・介護保険サービス事業所等の指定申請書】  
※(国)通知で定める様式

第1号様式

指定介護サービス事業所  
指定介護手帳サービス事業所  
指定居宅介護支援事業所  
介護保険施設

指定(許可・更新)申請書  
指定許可  指定更新

平成 年 月 日

所在地  
申請者 名称

印

介護保険法に規定する事業所(施設)に係る指定(許可・更新)を受けたいので、下記のとおり、関係書類を添えて申請します。

【事業所所在地】〒

フリガナ 名称	(郵便番号)
主たる事業所の 所在地	〒
事業所 種別	施設番号
法人の種類 代表者の氏名・氏名・生 年	法人所在地 フリガナ
代表者の住所	(郵便番号)
名称(フリガナ)	(郵便番号)
事業所等の所在地	〒
事業所種別	施設番号
同一所在地において行う事業等の種別	業務 種別
指定(許可・更新)申請する 事業等の事業開始予定年月日	既に指定等を受けている事業等 指定年月日
種別	付帯
介護職員 研修	付帯1
訪問介護	付帯2
訪問入浴介護	付帯3
訪問看護	付帯4
訪問リハビリテーション	付帯5
介護療養型医療施設	付帯6
介護小児 医療	付帯7
通夜リハビリテーション	付帯8
短期入居生活介護	付帯9
短期入居療養介護	付帯10
特定施設入居者生活介護	付帯11
障害者 福祉 施設	付帯12
障害者 福祉 施設	付帯13
介護老人福祉施設	付帯14
介護老人保健施設	付帯15
介護療養型医療施設	付帯16
介護予防 施設	付帯17
介護予防 施設	付帯18
介護予防 施設	付帯19
介護予防 施設	付帯20
介護予防 施設	付帯21
介護予防 施設	付帯22
介護予防 施設	付帯23
介護予防 施設	付帯24
介護予防 施設	付帯25
介護予防 施設	付帯26
介護予防 施設	付帯27
介護予防 施設	付帯28
介護予防 施設	付帯29
介護予防 施設	付帯30
介護予防 施設	付帯31
介護予防 施設	付帯32
介護予防 施設	付帯33
介護予防 施設	付帯34
介護予防 施設	付帯35
介護予防 施設	付帯36
介護予防 施設	付帯37
介護予防 施設	付帯38
介護予防 施設	付帯39
介護予防 施設	付帯40
介護予防 施設	付帯41
介護予防 施設	付帯42
介護予防 施設	付帯43
介護予防 施設	付帯44
介護予防 施設	付帯45
介護予防 施設	付帯46
介護予防 施設	付帯47
介護予防 施設	付帯48
介護予防 施設	付帯49
介護予防 施設	付帯50
介護予防 施設	付帯51
介護予防 施設	付帯52
介護予防 施設	付帯53
介護予防 施設	付帯54
介護予防 施設	付帯55
介護予防 施設	付帯56
介護予防 施設	付帯57
介護予防 施設	付帯58
介護予防 施設	付帯59
介護予防 施設	付帯60
介護予防 施設	付帯61
介護予防 施設	付帯62
介護予防 施設	付帯63
介護予防 施設	付帯64
介護予防 施設	付帯65
介護予防 施設	付帯66
介護予防 施設	付帯67
介護予防 施設	付帯68
介護予防 施設	付帯69
介護予防 施設	付帯70
介護予防 施設	付帯71
介護予防 施設	付帯72
介護予防 施設	付帯73
介護予防 施設	付帯74
介護予防 施設	付帯75
介護予防 施設	付帯76
介護予防 施設	付帯77
介護予防 施設	付帯78
介護予防 施設	付帯79
介護予防 施設	付帯80
介護予防 施設	付帯81
介護予防 施設	付帯82
介護予防 施設	付帯83
介護予防 施設	付帯84
介護予防 施設	付帯85
介護予防 施設	付帯86
介護予防 施設	付帯87
介護予防 施設	付帯88
介護予防 施設	付帯89
介護予防 施設	付帯90
介護予防 施設	付帯91
介護予防 施設	付帯92
介護予防 施設	付帯93
介護予防 施設	付帯94
介護予防 施設	付帯95
介護予防 施設	付帯96
介護予防 施設	付帯97
介護予防 施設	付帯98
介護予防 施設	付帯99
介護予防 施設	付帯100

【行政財産使用許可申請書】  
※(県)公有財産規則で定める様式

行政財産使用許可申請書

年 月 日

種

申請者 住所

氏名

〔法人にあっては、所在地並  
びに名称及び代表者の氏名〕

下記のとおり行政財産の使用許可をしてください。

記

- 1 使用許可を受けようとする行政財産の所在、区分、種目、名称、構造及び数量
- 2 用途及び利用計画
- 3 使用許可を受けようとする期間
- 4 使用許可を受けようとする理由
- 5 使用料の全部又は一部の免除を受けようとする場合は、その理由
- 6 添付書類

(1) 関係図面

(2) その他必要な書類

【補助金交付申請書】  
※補助金交付要綱で定める様式

様式第1号(第3条関係)

補助金交付申請書

第 号

年 月 日

兵庫県知事 様

住所

団体名

代表者職氏名

印

令和 年度において、 事業を下記のとおり実施したいので、  
補助金 円を交付願いたく補助金交付要綱第3条の規定により、関係書類を添  
えて申請します。

記

- 1 事業の内容及び経費区分(別記)
- 2 事業の着手予定年月日 年 月 日  
事業の完了予定年月日 年 月 日
- 3 添付書類

【療育手帳交付(更新)申請書】  
※兵庫県療育手帳制度要綱で定める様式

様式第2号

療育手帳交付(更新)申請書

年 月 日

兵庫県知事 様

申請者

療育手帳の交付(更新)を受けたいので下記により申請します。

記

本人	氏名	生 年 月 日	性 男 ・ 女	
住所	〒 (電話)	年 月 日	別	
保護者	氏名	生 年 月 日	続 柄	
住所	〒 (電話)	年 月 日	続 柄	
参 考 事 項	現在までに児童相談所又は知的 障害者更生相談所等で判定を受 けましたか。	はい 相談所等の名称( ) 相談年月( 年 月)	いいえ	
	施設に入所していますか。	はい 施設名( )	いいえ	
	身体障害者手帳をもっています か。	はい 記号番号( ) 等 級( 級)	いいえ	
更 新	特別児童扶養手当又は障害基礎 年金を受給していますか。	はい 1 特別児童扶養手当 記号番号( ) 2 障害基礎年金 記号番号( )	いいえ	
	(既交付手帳) 兵庫県 第 月 日交付	(既交付手帳の次の判定年月) 年 月 日まで		
障 害 の 程 度	判 定 の 記 録			
	(総合判定)	合併 障害 書 (身体障害 級)	判定年月日 年 月 日 次の判定年月 年 月 日 判定機関	判 定 機 関

注1 太枠の欄(「判定の記録」欄)には記入しないでください。  
注2 交付申請の際は、本人の写真(縦4cm×横3cm)を添付して下さい。

## (横断テーマ2) 電子収納の促進

### 1. 検討の経緯

- ・ 県民の利便性向上と職員の事務効率の観点から、今後本格的に電子申請など行政手続のオンライン化が推進される中、電子収納の促進は重要な課題と捉え、今回当会議の横断テーマとして採用。
- ・ 昨年10月から今年6月までの間、消費税率引上げに伴い、需要平準化対策と、キャッシュレス対応による生産性向上や消費者の利便性向上の観点から、国のキャッシュレスポイント還元事業が実施され、商業ベースのキャッシュレス化が拡大。
- ・ 今般、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、新しい生活様式による様々な面で非接触・非対面の方式が求められ、国の経済財政運営と改革の基本方針(骨太の方針)2020でも、「デジタルガバメントの構築の早急な対応」が明記されていることから、公共施設や行政手続等における電子収納の促進は喫緊の課題と位置づけられる。

#### 【経産省キャッシュレス・ポイント還元事業 加盟店登録数】

区 分	R1. 10. 1	R2. 6. 11
中小・小規模事業者	約 41 万店	約 105 万店
フランチャイズチェーン	約 3.6 万店	約 5.2 万店
コンビニ	約 5.0 万店	約 5.5 万店

※出典：経産省【ポイント還元事業】店舗の種類別の登録状況と利用状況

#### 【代表的なキャッシュレス決済の概要】

区 分	内 容
クレジットカード	クレジットカード会社のブランドロゴが付与されたカードを決済端末に通すことで決済。 (VISA、mastercard、JCB、AMERICAN EXPRESS など)
電子マネー	交通系電子マネーや流通系の電子マネーなど。カードを決済端末にかざすことで決済。 (ICOCA、PiTaPa、Suica、WAON、nanaco など)
スマホ決済 (バーコード・QRコード決済等)	スマートフォンと決済端末との間で、バーコードや QR コードの読みとりを行うことで決済。 (PayPay、楽天 Pay、LINEpay、d 払い、メル Pay など)
オンライン決済	ネットバンキング：ネットから銀行口座を操作 オンラインクレジット：ネットからクレジット払い

### 2. キャッシュレス決済のメリット

#### 【消費者のメリット】

区 分	内 容
利便性向上	現金を取り扱う煩わしさの軽減、決済スピードの向上、手ぶら感
お得感	ポイント、割引、キャンペーン等、現金の取引で発生する手数料 (ATM 利用時等) の削減
安全性の確保	現金の紛失・盗難のリスク軽減
データ利活用	消費管理が可能

#### 【事業者のメリット】

区 分	内 容
経済効果	新たな利用者の獲得 (インバウンド等)
時間・手間の軽減	現金出納事務・現金管理の軽減、紛失・盗難リスクの低減、紙幣・通貨への接触機会減少による衛生面の向上
データ利活用	売上管理、記録保管の簡素化

※出典：クレジットカードデータ利用に係る API 連携に関する第 5 回検討会資料を基に作成

### 3. 本県における主な歳入・利用料金の徴収方法等

区 分	主な徴収方法	当会議での検討の方向性																																			
県立施設の利用料	①文教・スポーツ施設などの集客施設等の利用料 (観覧料、入場料、ホール・会議室等の施設使用料など) ・ <u>窓口現金払い</u> 、 <u>県納入通知書</u> 等による口座振込、口座振替、 <u>クレジットカード</u> 等キャッシュ決済 (※61 施設中 4 施設)。	更なる窓口現金払のキャッシュレス化について検討																																			
	②医療施設の利用料 (診療費) ・ <u>窓口現金払い</u> 、 <u>県納入通知書</u> 等による口座振込、 <u>クレジットカード</u> 等キャッシュ決済 (※17 施設中 15 施設)。																																				
	③県営住宅における家賃および港湾施設の係留料など ・ <u>定期的な支払のため</u> 、 <u>県納入通知書</u> 等による口座振込や口座振替で徴収。	(県窓口での現金払いは発生していない。)																																			
行政手続に関する手数料	○ <u>収入証紙による納付が大半 (約 9 割)</u> ・その他、 <u>県窓口現金払い</u> 、 <u>県納入通知書</u> による口座振込、 <u>電子収納</u> 、 <u>郵便為替</u> 、 <u>振込用紙</u> によるものもある。	収入証紙等のキャッシュレス化について検討																																			
県 税	○ <u>県税事務所や金融機関、コンビニでの支払いの他、納税方法の選択肢を随時拡大。</u> ・全税目(※)で Pay-easy (ペイジー) (インターネットバンキング、ATM による納付) による納付が可能 (H26. 8~) ・自動車税(種別割)の定期課税を対象にインターネットを利用したクレジットカードによる納付を開始 (H29. 5~) ・地方税共通納税システム (eLTAX: 地方税共同機構) が稼働 (全ての地方自治体への法人関係税の電子納税が可能) (R1. 10~) ・ <u>全税目(※)を対象に R2 年度中のスマホ決済導入を検討中。</u>  (※) 申告税目については更正・決定分に限る。	(キャッシュレス化が進んでいる。)																																			
【主な税目の納付方法】																																					
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>県税事務所</th> <th>金融機関</th> <th>口座振替<sup>*1</sup></th> <th>コンビニ<sup>*2</sup></th> <th>Pay-easy (ペイジー)</th> <th>クレジット納付</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人県民税・事業税</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>○<sup>*3</sup></td> <td>○<sup>*3</sup></td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>個人事業税</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>不動産取得税</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>自動車税 (種別割)</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>		県税事務所	金融機関	口座振替 <sup>*1</sup>	コンビニ <sup>*2</sup>	Pay-easy (ペイジー)	クレジット納付	法人県民税・事業税	○	○	—	○ <sup>*3</sup>	○ <sup>*3</sup>	—	個人事業税	○	○	○	○	○	—	不動産取得税	○	○	—	○	○	—	自動車税 (種別割)	○	○	○	○	○	○	
	県税事務所	金融機関	口座振替 <sup>*1</sup>	コンビニ <sup>*2</sup>	Pay-easy (ペイジー)	クレジット納付																															
法人県民税・事業税	○	○	—	○ <sup>*3</sup>	○ <sup>*3</sup>	—																															
個人事業税	○	○	○	○	○	—																															
不動産取得税	○	○	—	○	○	—																															
自動車税 (種別割)	○	○	○	○	○	○																															
【※1】 事前の届出が必要 【※2】 合計金額が 30 万円を超える場合、コンビニ収納用の印字がない場合は不可 【※3】 更正・決定等が行われ、所管の県税事務所から納付書が送られてきたものに限る。																																					
高 校 授 業 料	・定期的な支払いが発生することから口座振替で徴収。	(県窓口での現金払いは発生していない。)																																			
その他 (土地・建物賃借料、償還金など)	・ <u>県納入通知書</u> による口座振込により徴収。																																				

→ 当会議では、県民サービスの向上及び新型コロナウイルス感染拡大防止も踏まえた接触機会減少の観点から、現金での支払いが生じている「公共施設 (集客施設等・医療施設)」及び「行政手続」のキャッシュレス化について検討を行う。

#### 4. 電子収納・キャッシュレス決済の導入について

##### (1) 集客施設・医療施設における利用料

###### ① 現 状（詳細別添資料参照）

ア. 集客施設等（文教施設、スポーツ・レクリエーション施設、都市公園、産業関連施設、社会福祉施設）  
調査対象 61 施設のうちキャッシュレス決済導入済みの施設は 4 施設。

###### 【キャッシュレス決済導入済み施設（4 施設）】

区 分	施設名	種類
文教施設	芸術文化センター [観覧料]	クレジットカード
	美術館王子分館（横尾忠則現代美術館） [観覧料]	クレジットカード、電子マネー
	兵庫県立美術館 [観覧料]	クレジットカード、電子マネー、スマホ決済
産業関連施設	先端科学技術支援センター [宿泊料、会議室等使用料]	クレジットカード、スマホ決済

###### 【キャッシュレス決済導入が未実施の施設（57 施設）】

区 分	施設名	
文教施設	・兵庫県民会館 [ホール、会議室等使用料]	など 22 施設
スポーツ・レクリエーション施設	・文化体育館 [ホール、体育室等使用料]	など 15 施設
都市公園	・三木防災公園 [野球場、球技場等使用料]	など 11 施設
産業関連施設	・工業技術センター [機械器具等使用料]	など 3 施設
社会福祉施設	・総合リハビリテーションセンター [障害児入所施設使用料]	など 6 施設

##### イ. 医療施設

調査対象 17 施設のうちキャッシュレス決済導入済みの施設は 15 施設。

###### 【キャッシュレス決済導入済み施設（15 施設）】

区 分	施設名	種類
医療施設	障害者リハビリテーションセンター [診療費]	クレジットカード
	県立病院 14 病院 [診療費]	クレジットカード、電子マネー※

※11 病院のみ

###### 【キャッシュレス決済導入が未実施の施設（2 施設）】

区 分	施設名
医療施設	こころのケアセンター、こども発達支援センター [診療費]

###### ②電子収納・キャッシュレス決済の導入に向けた課題

- 窓口でのキャッシュレス化に必要な管理用決済端末の導入が必要（数万円程度）。
- 決済手数料（3%前後）が必要。
  - ※新たな利用客の獲得が出来なければトータルで収入減となる。
  - ※決済手数料の削減には、各施設単位よりも複数箇所の導入が必要。
- 企業や団体の利用が主な施設（個人利用の少ない施設）などは、キャッシュレス決済のニーズが少ない。

## (2) 行政手続に関する手数料について

### ① 所管部局（出納局会計課）における検討状況

- ・手数料納付の利便性向上に向け、平成 30 年度の規制改革推進会議での審議結果等を踏まえ、昨年度、庁内で手数料納付の実態調査を実施。

[調査結果]

手数料の大部分（全体の約 9 割）は収入証紙による支払い。

※収入証紙により収納している手数料の申請方法の約 9 割が窓口申請



- 現在、実態調査の結果等を踏まえ、収入証紙の廃止も含めた手数料納付方法の多様化を検討中。

#### 【検討の方向性】

- ・R3 年度に向けて、郵送申請や電子申請が可能な申請については、収入証紙の代替手段として電子納付申請による手数料納付（コンビニ、オンライン、ATM など）を可能にする。
- ・来庁が必要な手数料については、申請窓口でのキャッシュレス納付（クレジット、電子マネー、スマホ決済（バーコード、QR コード等））を促進する。
- ・現金納付を希望する申請者については、従来通り収入証紙売り捌き所から収入証紙を購入する方法を維持するが、将来的には電子納付、キャッシュレス納付の状況により収入証紙は廃止する。

### ② 電子収納・キャッシュレス決済導入に向けた課題

- 電子納付システム構築及び維持管理費用の発生（精査中）。
- 申請窓口でのキャッシュレス化に必要な管理用決済端末の導入が必要（数万円程度）。
- 収納代行業者等への決済手数料が発生（3%前後）。  
※収入証紙の場合、県は証紙売りさばき人に手数料（売り渡す証紙の金額の合計の 3.3%）を負担。  
※収入証紙を廃止した大阪府では、電子納付申請による手数料納付（コンビニ、オンライン、ATM など）の際、申請者本人に手数料の負担を求めている。
- 収納データを財務会計システムに反映するためのシステム整備が必要（精査中）。
- 県民利便性向上の観点からは、電子収納だけでなく、同時に電子申請を進めることも必要。

## 県立施設のキャッシュレス導入状況

### 集客施設等(61施設)

施設名称	主な使用料、利用料金等	現金	県納入通知書等による口座振込	口座振替	キャッシュレス決済
<b>(文教施設 25施設)</b>					
1 芸術文化センター	観覧料	○	○		○ クレジットカード
2 美術館王子分館 (横尾忠則現代美術館)	観覧料	○	○		○ クレジットカード、電子マネー
3 兵庫県立美術館	観覧料	○	○		○ クレジットカード、電子マネー、スマホ決済
4 美術館王子分館 (原田の森ギャラリー)	施設使用料 (ギャラリー、会議室等)	○	○	-	
5 尼崎青少年創造劇場	観覧料	○	○	-	
6 兵庫県民会館	施設使用料 (ホール、会議室等)	○	○	-	
7 丹波の森公苑	施設使用料 (多目的室、ホール等)	○	○	-	
8 嬉野台生涯教育センター	施設使用料 (研修室、体育館等)	○	○	-	
9 神戸生活創造センター	施設使用料 (研修室、調理室等)	○	○	-	
10 東播磨生活創造センター	施設使用料 (会議室、研修室等)	○	○	-	
11 但馬文教府	施設使用料 (講堂、研修室等)	○	○	-	
12 西播磨文化会館	施設使用料 (講堂、会議室等)	○	○	-	
13 淡路文化会館	施設使用料 (講堂、会議室等)	○	○	-	
14 ひょうご女性交流館	施設使用料 (会議室等)	○	○	-	
15 いえしま自然体験センター	施設使用料 (体験センター、研究室等)	○	○	-	
16 こどもの館	施設使用料 (ホール、劇場、研修室等)	○		-	
17 人と防災未来センター	観覧料	○	○	-	
18 淡路夢舞台国際会議場	施設使用料 (ホール、会議室等)	○	○	-	
19 ひょうご環境体験館	施設使用料 (研修室等)	○		-	
20 消費生活総合センター	施設使用料 (研修室等)	○		-	
21 兵庫陶芸美術館	観覧料	○	○	-	
22 兵庫県立歴史博物館	観覧料	○	○	-	
23 兵庫県立人と自然の博物館	観覧料	○	○	-	
24 兵庫県立考古学博物館	観覧料	○	○	-	
25 南但馬自然学校	施設使用料 (自然観察館、工作室、キャンプ場等)	○	○	-	
<b>(スポーツレクリエーション施設 15施設)</b>					
1 但馬ドーム	施設使用料 (グラウンド、多目的室等)	○	○	-	
2 丹波年輪の里	施設使用料 (ホール、工作室等)	○		-	
3 フラワーセンター	入園料、施設使用料 (研修室等)	○		-	
4 但馬牧場公園	施設使用料 (農産加工室、イベントホール)	○		-	
5 三木山森林公園	施設使用料 (ホール、多目的ホール等)	○		-	
6 淡路夢舞台公苑 (温室・野外劇場)	温室入場料、施設使用料 (野外劇場等)	○		-	
7 兎和野高原野外教育センター	施設使用料 (体育館、宿泊室、集会室等)	○		-	
8 文化体育館	施設使用料 (ホール、体育室等)	○		-	
9 武道館	施設使用料 (道場、会議室等)	○		-	
10 総合体育館	施設使用料 (体育館、会議室等)	○		-	
11 海洋体育館	施設使用料 (研修室、ヨット等)	○		-	
12 円山川公苑	施設使用料 (会議室、プール、スケート等)	○		-	
13 弓道場	施設使用料 (弓道場等)	○		-	
14 奥猪名健康の郷	施設使用料 (体育館、集会室等)	○		-	
15 神戸西テニスコート	施設使用料 (テニスコート等)	○		-	

施設名称	主な使用料、利用料金等	現金	県納入通 知書等による口座 振込	口座 振替	キャッシュレス決済
<b>(都市公園 11施設)</b>					
1 舞子公園	入場料等	○	○		—
2 尼崎の森中央緑地 (スポーツ健康増進施設等)	施設使用料 (プール、スケートリンク、フットサル場等)	○	○	○	—
3 明石公園	施設使用料 (野球場、テニスコート等)	○	○		—
4 甲山森林公園	施設使用料 (会議室、調理室等)	○			—
5 西猪名公園	施設使用料 (運動施設、プール)	○	○		—
6 赤穂海浜公園	施設使用料 (運動施設等)	○	○		—
7 三木総合防災公園	施設使用料 (野球場、球技場、テニスコート等)	○	○		—
8 一庫公園	施設使用料 (会議室等)	○	○		—
9 有馬富士公園	施設使用料 (会議室等)	○	○		—
10 淡路佐野運動公園	施設使用料 (野球場、サッカー場等)	○	○		—
11 播磨中央公園	施設使用料 (野外ステージ等)	○	○		—
<b>(産業関連施設 4施設)</b>					
1 先端科学技術支援センター	施設使用料 (ホール、会議室、宿泊室等)	○	○		○ クレジットカード、 スマホ決済
2 中央労働センター	施設使用料 (ホール、会議室等)	○	○		—
3 姫路労働会館	施設使用料 (ホール、会議室等)	○	○		—
4 工業技術センター	施設使用料 (研究室、研修室、機械器具)	○	○		—
<b>(社会福祉施設 6施設)</b>					
1 福祉センター	施設使用料 (ホール、会議室等)	○	○		—
2 のじぎく会館	施設使用料 (ホール、会議室等)	○	○		—
3 障害者スポーツ交流館	施設使用料 (体育室等)	○	○		—
4 但馬長寿の郷	施設使用料 (ホール、研修室等)	○	○		—
5 西播磨総合リハビリセンター体育	施設使用料 (体育館、プール等)	○			—
6 総合リハビリテーションセンター障害児入所施設	施設使用料 (障害児入所施設等)	○	○		—

**医療施設(17施設)**

施設名称	主な使用料、利用料金等	現金	県納入通 知書等による口座 振込	口座 振替	キャッシュレス決済
1~11 県立病院(11病院)	診療費	○	○		○ クレジットカード、 電子マネー
12 災害医療センター	診療費	○	○		○ クレジットカード
13 リハビリテーション中央病院	診療費	○	○		○ クレジットカード
14 リハビリテーション西播磨病院	診療費	○	○		○ クレジットカード
15 障害児者リハビリテーションセンター	診療費	○			○ クレジットカード
16 こころのケアセンター	診療費	○	○		—
17 こども発達支援センター	診療費	○			—